

鹿屋労働基準監督署における文書の紛失について

令和6年12月26日

鹿児島労働局（局長 永野 和則）は、鹿屋労働基準監督署（署長 渡邊 光広）において発生した個人情報を含む文書の紛失事案の発生について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

鹿屋労働基準監督署（以下「鹿屋監督署」という。）の労災課職員Aが、請求人より提出された療養補償給付に係る請求書の原本及び診療費請求内訳書の写し（以下「請求書等」という。）を鹿屋監督署内で紛失したものの。

当該書類には、請求人の氏名、年齢、住所、生年月日、職名、傷病の部位及び傷病名等のほか、所属事業場等に関する情報が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 令和6年10月1日、鹿屋監督署内において、職員Aは、請求書の記載内容を確認するため、事業主と面談し、請求書等を提示した。面談後は当該事案にかかる一件書類をクリアファイル1枚にまとめて保管箱に入れ、保管箱を所定の保管棚へ収納した。
- (2) 同月7日、職員Aは、請求人に対し調査の進捗状況の説明にあたり、保管箱から請求書等を取り出して請求人へ電話連絡をしたが、電話終了後に請求書等を保管箱へ戻したかは定かでない。
- (3) その後、別件において、何度かシュレッダーを使用した。シュレッダーをかける際は、複数名で目視確認した上で行わなければならないところ、業務多忙だったことからこの手順を省き、自らのチェックのみでシュレッダーにかけてしまったこともあった。
- (4) 11月11日、職員Aは、本件事案の検討のため請求書等の所在を確認したが見当たらず、その後、鹿屋監督署内をくまなく検索したものの発見に至らず、本件請求書等の導線や郵便発送する際の署内での処理状況等を検証した結果、当該請求書等には、誤送付や誤交付の可能性は低く、誤って紛失（シュレッダーで破棄した可能性が高い）したものと判断した。
- (5) 同月13日、鹿屋監督署労災課長が請求人及び事業主に電話連絡の上、経過説明及び謝罪を行った。

3 発生原因

- (1) 請求書等の個人情報が記載された書類は内容等を確認の上、所定の保管場所へ保管することとされているところ、その徹底ができていなかったこと。
- (2) 本来、個人情報が記載された書類をシュレッダー処理で廃棄する際には、複数名で1

枚ずつ目視確認した上で廃棄作業を行うこととされているところ、職員 A はこの間の廃棄作業について、業務多忙を理由にその手順を省いて廃棄作業を行っていたこと。

4 再発防止策

(1) 鹿屋監督署における対策

11月13日、鹿屋監督署長より、鹿屋監督署職員全員に対して、本件事案の共有および注意喚起が行われ、下記の事項について改めて徹底するよう指示した。

- ① 事務処理終了後は、保管すべき書類に漏れ（不足）がないかを確認の上、所定の保管場所に戻すことを徹底すること。
- ② シュレッダー処理を行う際は、2人一組となって一枚一枚目視で確認し作業をすること。
- ③ 管理者は、少なくとも週1回は、職員等へ個人情報等に関するチェックリストの作成及び報告をさせ、問題がある場合には適切な個人情報の取扱いに係る指導を行うこと。

(2) 鹿児島労働局における対策

11月14日、総務部総務課長から所属長に対し、メールにて本件事案の概要を説明するとともに、個人情報漏えい防止に向けた基本動作の徹底について注意喚起を行った。

また、11月28日開催の局議において、局長から所属長に対し、個人情報漏洩防止に向けて取組みの強化を行うよう指示した。

【担 当】

鹿児島労働局労働基準部労災補償課

課長 松下 修一郎

電話 099-223-8280